

## 国分寺市教育委員会議事録 - 第 13 号

会議の種類 第3回国分寺市教育委員会臨時会  
会議の日時 令和6年11月7日(木) 午前9時30分  
会議の場所 国分寺市立教育センター 2階 203・204号室

### 会議の出席者

#### (教育委員会)

教育長	古 屋 真 宏
教育長職務代理者	大 木 桃 代
委 員	辻 重希子
委 員	藤 井 健 志

#### (説明員)

教育部長	日 高 久 善
教育総務課長	廣 瀬 喜 朗
学務課長	村 上 航
学校指導課長	高 橋 美 香
学校教育担当課長	關 友 矩
指導主事	渡 辺 大 輔
指導主事	稲 村 望
指導主事	柴 田 慈
社会教育課長	諸 橋 広 光
ふるさと文化財課長	新 出 尚 三
市史編さん室長	依 田 亮 一
公民館課長兼本多公民館長	本 多 美 子
図書館課長兼本多図書館長	有 賀 真由美

#### (事務局)

書 記	保 谷 裕 子
書 記	人 見 杏 平
書 記	山 口 徹

傍聴人 0人

## 〔開会と署名委員の指名〕

午前9時30分、教育長は開会を宣言し、署名委員として1番辻委員、2番藤井委員を指名した。

## 〔教育長等の報告〕

**教育長** おはようございます。本日もお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

11月2日に新庁舎の落成式、3日に60周年記念式典、3日、4日と国分寺まつりも開催され、一大事業が終わったところです。委員の皆様には、御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございました。国分寺まつりは、国分寺学の発表の場として、第一小学校はしあわせタオルの販売、第四小学校はエコバッグの販売、第六小学校はポスターの発表を行いました。子どもたちの学習成果の発表の場となっていますので、これからも活用してほしいなと思っています。今後、秋の文化的な行事も続きますので、お時間がありましたら参加いただけたらと思います。

本日は、武内委員が公務のため欠席です。

## 〔議事〕

### 1 議案第55号 令和6年度国分寺市一般会計補正予算案について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、教育委員会の意見として市長に述べる必要がある。

**教育総務課長** 第4回定例市議会に提案を予定している補正予算案については、債務負担行為及び歳入が各1課1件、歳出が2課5件です。債務負担行為及び歳入については、教育総務課が取りまとめて説明し、歳出については各担当課が説明します。冒頭説明終了後の質疑については、各担当課の説明員がお答えします。

債務負担行為の総括表を御覧ください。

項番1、教育総務課の案件で、次年度の児童・生徒数の増加に伴い、GIGA端末の追加整備が必要となり、運用保守の委託業務が発生するため、債務負担行為を設定したいというものです。限度額は、232万1,000円です。

続いて歳入総括表を御覧ください。学務課の案件で、都支出金の教育費都補助金の公立学校給食費負担軽減事業補助金については、給食食材費の高騰に伴う当該負担軽減事業補助金の増額変更に伴い、252万円を増額したいというものです。都補助金は、歳出の学務課の項番2及び項番3で示す、小学校及び中学校の給食に要する経費の各事業に充当するものです。

続いて歳出総括表を御覧ください。教育総務課の2件です。

項番1、教育総務費、教育委員会事務局運営に要する経費です。委託料ですが、債務負担行為の総括表で説明したとおり、次年度の児童・生徒数増に伴うGIGA端末の追加整備に係る関係委託経費3,586万円を増額したいというものです。

項番2、学校管理費、小学校の運営に要する経費です。例年第4回定例市議会に御提案をしている、次年度の児童数増に伴う学習用の机及び椅子の購入に係る事業費898万4,000円を増額したいというものです。

**学務課長** 学務課から3件です。

項番1、小学校の保健衛生に要する経費です。小学校のプール実施期間の満了に伴い、薬剤使用量が確定したことから、120万1,000円を減額したいというものです。小学校2校で2学期のプール使用期間を見直し、短縮したことが主な理由です。

項番2、小学校の給食に要する経費です。給食食材料費の高騰に伴い、需用費409万8,000円の増額と、無償化に伴い支給している学校給食費代替費補助金が、2学期の申込者数が確定したことにより、185万9,000円を増額したいというものです。

最後に、項番3、中学校の給食に要する経費です。保存食分の需用費6,000円と、委託料のうち原材料費に係る223万円の増額をしたいというもので、こちらも、食材料費の高騰にあわせてお願いするものです。

(意見・質疑の要旨)

**大木教育長職務代理人** 2点あります。

まず、教育総務課にお伺いします。児童・生徒数の増加に伴うタブレットの調達等に関して提案がありましたが、電子機器は、故障等も生じると思います。児童・生徒数が増加することで、修理費も増加するのではないかと考えますが、その点はいかがですか。

**教育総務課長** 現在、予備機も一定数あり、それを使用するなどして対応を図り、支障をきたさないように対応しています。

**大木教育長職務代理人** 故障等が生じた際に予算が足りず、児童が十分な学習ができないとなっては問題だと思い念のために確認しました。対応が可能と伺い、安心しました。

2点目は学務課にお伺いします。給食食材料費の高騰に伴う今回の補正予算ですが、もう少し現状等の説明をお願いします。

**学務課長** 給食食材料費は、総務省が公表する東京都区部の消費者物価指数を参考にしています。5月の116.1から、9月には118.5と上昇傾向です。ただ、補正の算定時点と計上の時点ではずれが生じることと、昨今の上昇傾向を踏まえて、12月の指数を学務課で試算し、計上しました。

なお、大きな変動は、米や海産物等の大幅な値上がりが要因です。

**大木教育長職務代理人** 状況はよく分かりました。12月分を試算した金額ということで了解しました。そうしますと都の補助金も増額ということでよいですか。

**学務課長** 歳入で計上したとおり、都に対する補助金の申請についても増額したところです。なお、直近で都から、小・中学校給食ともに、補助上限額について、10月にさかのぼって見直すという通知がありましたので、今後改めて補正等も含め検討したいと考えています。

**大木教育長職務代理人** 承知しました。引き続き、子どもたちにとって安心・安全でおいしい給食の提供に努めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

**藤井委員** 学務課のプールの薬剤費の件で、460分の120と、かなり大きな額が減らせていると思いますが、プール実施期間の短縮について、もう少し詳しく説明をお願いします。

**学校教育担当課長** これまで2学期の9月末までプール指導を行う学校がありましたが、気候の状況等も踏まえて、1学期で指導を終える設定をする学校が増えています。

ただ、1学期に水泳指導期間を設けることで、前倒しになり、各学校、約10時間は確実に水泳指導ができる計画を立て、学習指導要領に基づいて適切に実施しています。

**藤井委員** 従来は夏から2学期にかけて使用していたが、そうせずに済んだということですね。授業のカリキュラムは確実に消化されているとして、プールで泳ぐ機会が少し減っ

たことによる子どもたちへの影響は何かありますか。

**学校教育担当課長** 指導時間数は確保しています。夏休みに学校で指導をしていたところは、市長部局のスポーツ振興課等が学校プールを開放するなどしていますので、子どもたちがプールに入る機会は失われないよう、各学校で対応しています。

**藤井委員** 市長部局が行うプール開放は、従来、学校の先生が行っていたところを、工夫して行っているの、プールを夏休みに使わない影響は出ていないということですか。

**学校教育担当課長** 従来、夏休みに学校が行っていたところを、開放という形で市長部局が行っています。これまで9月末までプールを使用できるようにしていたところを、指導がなくなったことで、薬剤等を使用し、プールを維持管理する必要がなくなりました。

**教育長** 市長部局が行うプール開放は全校ではなく、拠点校として何校かで実施していますが、子どもたちが夏休みに自由に参加することも可能です。日数はそれほど多くない状況です。

**藤井委員** あと1点。従来各校で行っていたプール開放が使えなくなり、プール教室に通うことが多くなって、立派な泳ぎをする子たちが増えていると思うのですが、そうした機会がない子が泳ぐ機会を担保しようとすると、市長部局が行うプール開放に他学区の学校で参加する。個別で市営プールを利用する。大きく言えば、市内ではその2つというイメージでよいですか。

**学校教育担当課長** そのとおりです。

**辻委員** 同じくプールの件なのですが、年度当初に1学期で水泳指導は終わるとカリキュラムを組んでいるのか、それとも、6月、7月に入れなかった場合は、9月にずれ込んでも10時間確保する取り扱いにしているのか、お尋ねしたいと思います。

**学校教育担当課長** 前年度中に次年度の教育指導計画を各学校が立て、その中で、1学期中で10時間程度水泳指導ができるよう、各学校が工夫して編成しています。

**辻委員** そうすると、来年度以降も水泳指導を原則1学期で終わるということですね。

**学校教育担当課長** 各学校で編成基準がありますので、学級数等の実態に応じて、年度末に次年度の教育課程を各学校が決める形になります。

**辻委員** よく分かりました。ただ、どうしても1学期中となると、梅雨時ですし、温暖化とは言え、肌寒くて入れない日もあると思いますので、柔軟に対応いただいて、10時間しっかり確保できるようにするとよいと思います。

**教育長** 以前は夏季休業日中にも学校プールがありましたが、働き方改革や夏の酷暑も含めて、様々な対応のためになくなったという状況ですが、水泳の機会をしっかりと設けて子どもたちが体力をつける体制を整えていただけたらありがたいと思います。よろしくお願ひします。

(採決)

**原案どおり可決 (全員一致)**

〔協議〕

なし

〔報告〕

1 令和6年第3回定例会の一般質問について

(事務局からの説明)

**教育部長** 令和6年第3回定例会の一般質問について、報告します。資料 No. 1 を御覧ください。15人の議員から、教育委員会に関する質問がありました。主な質問について、答弁内容を報告します。

4番、久保けいこ議員。項番6、ことばや聴こえの相談充実について。ことばや聴こえの相談について、相談者の声や相談件数の増加に伴い、充実に向けた検討をしてほしいとの質問があり、教育委員会には、資格を有する教育相談員を1名配置して対応していること。「きこえとことばの教室」が設置されている近隣市との連携も行っていること。そして、新たに1名の相談員を配置する準備を進めており、一層の充実を図っていく旨、答弁しています。

5番、だて淳一郎議員。項番1、高齢者施策について。(3)シニア世代がより活躍できる場の創出を。超高齢化社会が進む中、シニア世代のスキルを活用し、認知症やフレイル予防、介護予防にもつながり、医療費も抑制できる高齢者の社会参加、活躍の場の創出施策について質問がありました。福祉部から取り組んでいる事業や養成研修等の実施について説明があり、教育部からシニア活用施策ではありませんが、人材バンクの取組を紹介しました。

その後、全庁的に連携したプラットフォームの構築を検討してほしいとの質問に、福祉部から、教育部を含め庁内で取り組んでいる事業について、市民に分かりやすく可視化できるように検討していく旨、答弁をしています。

項番2、スポーツ振興・施設について。(1)ひかりスポーツセンターの体育室へのエアコン設置について。ひかりプラザの体育室のエアコン設置についての要望です。近年の気象状況を考えると、早急に進める必要があると考えており、現在、空調設備の設置方法などを業者に確認している状況であると答弁しています。

6番、森田たかし議員。項番4、農業振興について。(3)こくベジと食育の推進について。地場産食材のこくベジについて、次期教育ビジョンの策定に係るアンケート調査における子どもたちの認知度の高さを紹介いただき、小・中学校での食育推進や食育活動の評価について質問がありました。こくベジを食育に日々取り入れていることや、トウモロコシの皮むきなどの体験、地域の方々の出前授業、また、部活動でのこくベジ栽培等の食育について説明し、教育ビジョンの点検・評価において学識経験者などから高い評価をいただいていることも説明しました。また、教育ビジョンにおいても、食育の方針を明確に位置付けるとともに、引き続きこくベジの活用を含め、学校での食育が一層充実するよう学校、家庭、地域と連携していくと答弁しています。

7番、新海栄一議員。項番8、市史編さん室の準備状況について。本年度から本格実施している市史編さん事業について、現状と市民の提供資料の保管場所を心配いただき、質問がありました。「原始・古代・中世部会」、「近世・近現代部会」、「現代市政部会」の3つの部会を設け、部会長を筆頭に調査研究活動を開始し、市報で資料提供を市民へ呼びかけ、既に数件の資料を受理しており、今後も折に触れて呼びかけて、発信していくことを説明しています。また、収集した貴重な資料の保管場所については、資料のデジタル化など、工夫をしながら確保に努めていくと答弁しています。

8番、小坂まさ代議員。項番1、子どもたちに豊かな放課後の時間を。(6)放課後子どもプランについて。保護者を中心として組織される実施委員会はPTA改革を経て、実施委員のいる学校もあるが、コーディネーター、サポーターだけで運営している学校もあり、

そのほとんどが小学校の保護者で、家事、育児、仕事をしながら事業を担っている。健康状態、転勤、介護など、様々な事情がいつ変わるとも限らず、体制が限界ではないか、持続可能な運営の仕組みについて考えてほしいと質問がありました。本市の学校、保育所、こちらの指定管理者の中には、他自治体で放課後子どもプランを実施している事業者がいることから、その実態、実情を聞いており、現場も視察しながら持続可能な運営の仕組みについて検討を進めていきたいと答弁しています。

項番2、コミュニティ・スクールについて。現在と今後の導入状況、委員人数の改正、報酬や謝礼の考え方、地域や保護者、教職員へのコミュニティ・スクール化する目的や意義の理解を深めるための取組や、全校導入後の連合会組織の考え方について質問がありました。従来と同様に、準備が整った学校からコミュニティ・スクール化を進めるという方針に変わりはなく、今年度は4校、令和7年度は全校のコミュニティ・スクール化を予定していること。委員人数は、整理に向けた協議段階において校長会と十分に調整を図りながら決定してきたこと。報酬や謝礼は、コミュニティ・スクールの趣旨や役割等を整理し、丁寧に協議した上で進めてきたこと。保護者や地域、教職員の理解促進に向けては、コミュニティ・スクールフォーラムを実施し、今年度はその中で、昨年度要望があった学校支援コーディネーター養成講座を実施したこと。連合会組織の考え方については、PTA連合会とコミュニティ・スクールの意味合いが違い、学校の特色や取組に関して意見や情報を交換することで、互いに高め合う取組が非常に重要だが、連合会を立ち上げることは現在考えていないと答弁しています。

項番3、子育て支援に本の力を。(1) 妊産婦向け図書館資料宅配サービスについて。現在、行っている障害者サービスの利用要件を拡大し、他自治体で実施している妊産婦への図書館資料宅配サービスを本市でも検討してほしいという要望がありました。障害者サービスでは、本の読みづらさを感じる方や、図書館に来館できない方に郵便局の制度を利用し、図書館資料をお送りしています。視覚障害がある方への点字図書は、送料無料の点字ゆうパックを、来館が困難な方へは心身障害者用のゆうメールをそれぞれ利用しており、障害者だけでなく、図書館への来館に困難を感じている様々な方を含めどのような方策があるか、他の自治体の状況を確認していきたいと答弁しています。

(2) ブックスタートについて、(3) 託児付き図書館サービスについて、(4) 市内の家庭文庫や地域文庫について、(5) 親子の居場所としての図書館。こちらも図書館事業ですが、現状や以前質問いただいた内容のその後の研究状況、今後の取組等についての質問です。関係課と協議し、代替の事業として対応していることや、地域団体と連携して進めている状況、現在取り組んでいる事業内容を今後は充実させ、情報発信に努める旨、答弁しています。

9番、皆川りうこ議員。項番3、国分寺市教育ビジョンについて。次期国分寺市教育ビジョンにおける市民参加、議員自身が傍聴した会議の内容、計画期間中の恋ヶ窪公民館、図書館の移転を含め、社会教育事業についての質問でした。

次期国分寺市教育ビジョンは、今回初めて実施した児童・生徒を含む市民アンケート調査、本市に在住・在勤の教育委員会の附属機関の委員、PTA連合会の方々からヒアリングを実施し、多くの市民から幅広い意見聴取を行い、教育分野に幅広い識見のある学識経験者や、教育委員会の教育委員にも意見をいただきながら進めてきたこと。今後、市民説明会やパブリック・コメントを実施し、意見をいただくこと。また、今後、移転予定の恋ヶ窪公民館・図書館を含め、市内5カ所にある公民館・図書館と社会教育施設は、教育ビ

ジョンの考え方に基づいて運営するため、しっかりと策定を進めていくと答弁しています。

10 番、及川妙子議員。項番 5、不登校対策について。不登校の児童・生徒が増えている原因や理由の把握、具体的な対応や取組について、質問がありました。今までの国や社会全体の考え方、保護者等の学校に対する意識、また、コロナ禍を経て、生活環境、学校環境の変化も背景として考えられることなど、想定される理由等を説明し、児童・生徒が休んだ際や欠席が長期化しないための学校の取組内容について答弁しています。

また、議員が登校特例校である八王子市の高尾山学園を視察し、感じたことを説明され、先進的な取組を参考に、子どもたちの様々なニーズに応えられるよう、多様な学びの場、支援の場を求めながら、子どもたちの社会的自立に向けて取り組んでいきたいと答弁しています。

12 番、中山ごう議員。項番 1、全員対象の学校給食無償化へ。最終的に市立学校以外に通っている子どもたちも含め、学校給食無償化の対象、学校給食費代替費補助金支給事業の対象にするべきと思うが、まずは中学校の、特別な理由がなくお弁当を選択した生徒、そして、不登校の生徒を学校給食費代替費補助金支給事業の対象とすべきとの要望がありました。市として、東京都の公立学校の給食費負担軽減事業の内容に沿って実施し、当該事業は、教育活動の一環として実施する学校給食の保護者負担を軽減することを目的とし、学校給食は、学校において適切な栄養摂取による健康の保持・増進を図ることが目標に定められていることから、この目標に鑑みて、児童・生徒の全ての昼食を補助対象にすることは非常に難しいと答弁しています。

項番 2、小・中学校での宿泊行事の負担軽減について。日光移動教室の保護者負担についての通知や旅行費を納めるまでの期間、分割払いや市からの補助額の増額、修学援助認定者の代理払いについて質問がありました。各小学校における保護者説明会は、4月下旬に実施した教員の实地踏査後、速やかに開催され、平均して出発の1か月前に開催されたこと。旅行者からの概算払い期限は出発の14日前までとされているが、期間が短い、概算払いが大変などと学校から報告は受けておらず、関係部署にも相談がなかったこと。補助金の増額については、都内でも補助を行っていない自治体がある中で、本市の補助を直ちに増やしていくべきという考えは持っておらず、引き続き社会情勢や他の自治体の情報収集に努め、必要な対応を図っていききたいと考えていること。就学援助制度における修学旅行費及び移動教育費については、交通費、宿泊料、見学料等の実際にかかった費用を支給対象とし、実施後に就学援助認定者に支給しているため、概算額を事業実施前に支給することは難しいことを答弁しました。

項番 3、教員の働き方改革について。教員の長時間勤務、多忙化の問題について、抜本的な改善を求める運動が全国的に広がる中、中央教育審議会が答申した審議まとめの内容をもとに、教育委員会としての方向性について質問があり、また、全国的な課題として授業時数が多いことについての本市の現状の確認がありました。審議まとめは、中央教育審議会が8月27日に答申したところで、その内容をしっかり確認していききたいということと、長時間勤務をなくすために何ができるかをしっかり考えていききたいと答弁しています。また、授業時数については、令和5・6年度の資料を示して、全国的に課題となるような時数でないことを確認いただいた状況です。

13 番、松岡まり議員。項番 1、学校における食環境について。(1)給食無償化とともに質の担保を。2学期からの給食費の無償化の意義や目的、また、学校給食についての会議体や内容について、質問がありました。学校給食の無償化の意義・目的については、保護

者の経済的負担の軽減、子育て支援、また、都の制度における補助について説明し、学校給食についての協議の場については、複数あり、役割ごとに学校給食を充実させ、円滑に推進するため、実施していることを答弁しました。

次に、心配されている無償化による給食の質の低下について質問がありました。学校給食については、学校給食実施基準が定められ、適切に実施することが求められていること。同基準は、児童・生徒の家庭における栄養摂取状況も踏まえ、学校給食摂取基準を定めており、不足しがちな栄養素を給食で摂取できるようになっていること。本市でも、同基準を満たすよう給食を提供するとともに、食材選定基準では、遺伝子組み換え食品を使わないことや、可能な限り地場産野菜の活用や国産食品を使用するようにしていること。よって、学校給食については、今までと変わることなく実施していくこと。また、安心・安全な学校給食食材であることの周知方法について研究する旨、答弁しています。

続いて、米飯給食の割合を上げることにに関して、昨年度提案のあった姉妹都市である佐渡市の認証米、オーガニック米の提供についての要望がありました。佐渡の米については、食育の観点からはよいと思うが、物価高騰により給食食材費が高騰する中、限られた財源の中で食材の選定に工夫を凝らし、献立に苦心している状況では実施が難しく、米飯給食の回数は、現在の実施回数を下回らないように努めていきたいと答弁しています。

(2) 給食の牛乳飲用を選択制に。他市の例を参考に、牛乳飲用の選択性と、牛乳アレルギーによる医師の診断に基づく学校生活管理指導表の提出の簡略化について、保護者からの声も含めての要望の質問です。牛乳は、学校給食法に基づき、必要な栄養素を確保するため、成長期にある児童・生徒にとって必要なものと認識しており、御理解いただけるよう丁寧な説明に努めていくと答弁しています。

牛乳アレルギー等がある児童・生徒の対応について、文部科学省から、安心して、安全に学校生活を送ることができるよう、医師の診断に基づく学校生活管理指導表の提出を求めるよう通知されていることから、安全管理も含め、現時点でこの取扱いを変更することは考えていないと答弁しています。

14番、星いつろう議員。項番2、民間委託・指定管理者制度について。(2) 小学校給食調理について。民間委託・指定管理者制度における人件費の割合で、教育部には、小学校給食調理業務について、提出した資料をもとに質問がありました。また、給食調理現場での人員配置の状況について質問がありました。資料に基づいた内容として、令和元年度及び6年度のそれぞれ委託している小学校給食調理業務委託を比較して、受託者の変更もあったが、人件費の割合は86%と、同じであったこと。給食調理現場での必要な人員確保については、受託者から困難であるとは聞いておらず、疾病等により急遽欠員が生じた場合、受託者が補充を行っており、安定した体制が確立していることを確認していると答弁しました。

15番、丸山哲平議員。項番5、就学環境について。文部科学省による令和3年度の子どもの学習調査、保護者が学校教育及び学校外教育に支出している負担についての状況ですが、これをもとに10年前の教育にかかる経費から現在の教育にかかる経費が上昇している状況で、昨今の物価高騰により修学旅行にかかる経費も若干増加しており、市が行う修学旅行の経費の一部補助額の見直しと、第2子、第3子がいる家庭への補助額の増額を検討できないかと質問がありました。第2子以降の補助額の増額については、他自治体では補助を行っているところはあるが、現状、本市の学校生活に対する補助では設けていないこと。また、現在の市の補助割合は保護者実費負担額と比べて約1割で、補助額は平成13

年度から同額の6,150円であるが、保護者負担割合はおおむね1割程度で推移しており、26市の平均補助額6,630円、中には修学旅行費に対する補助を行っていない自治体があるといった状況を鑑みると、現在の市の負担割合は妥当ではないかと考えているが、議員の意見を踏まえ、他自治体の情報を収集し、研究を進めていきたいと答弁しています。

16番、鈴木ちひろ議員。項番2、もっと選挙が身近で楽しいまちに。(1)さらなる投票率アップへ。投票率の向上には、長期的な政治参加の観点から子どもたちへの主権者教育の拡充が重要とし、小・中学生、若年層への主権者教育の取組について質問がありました。学校における主権者教育の目的と学習指導要領に基づき、発達の段階、また、各教科等の特質を踏まえた学習を実施しており、例を挙げて取組を説明し、今後、選挙管理委員会等と連携し、これからの社会をつくり出す子どもたちが社会や世界に向き合い、自らの人生を切り開いていけるような指導の充実を図ると答弁しています。

また、選挙管理委員会事務局からも、将来有権者となる小・中学生等を対象にした啓発が長期的に大変重要とし、選挙権年齢が引き下げられた平成27年度以降、選挙を生活の中で身近に感じられるよう、選挙に関する出前授業や明るい選挙啓発ポスターの募集などを継続して行うことを答弁しています。

17番、寺嶋たけし議員。項番2、市民に向けた金融教育に関して。資産運用をはじめとした金融に関する講習やセミナーを市民の金融リテラシーの向上、詐欺対策の観点も踏まえて実施が可能かと質問がありました。公民館が主催する事業は自然環境、安全・安心、子育て教育など、10項目を基本テーマに企画し、以前に子育てというテーマに関連してライフプランの一部として扱うことはあったが、資産運用をテーマとした講座は、10項目の基準に該当しないため実施できない。安全・安心をテーマに、広告や勧誘等の様々な詐欺に遭わないように正しい知識を身につけるといった内容の講座であれば、公民館運営サポート委員の意見を踏まえ、考えてみたいと答弁しています。

項番5、学校のプリントの配付方法等に関して。学校から重要なお知らせがしっかりと保護者へ伝わることと、先生方の手間の削減を考慮したプリントの電子配布等の現状について質問がありました。コロナ禍を経て、学校から文書を電子配布するシステムが整備され、大半の学校が既に行っていること。また、ホームページや学校ブログなどを活用して、必要な情報を発していること。残りの数校においても、電子配布に向けて体制整備、保護者への周知などについて準備を進めている旨、答弁しました。

18番、高瀬かおる議員。項番2、香害と化学物質過敏症について。臭いに敏感な子どもを含め、現状を把握しているか。把握していない場合でも、予防原則に立ち、児童・生徒、保護者、教職員への周知や意識向上のための取組が必要とし、現状について質問がありました。香りによる体調不良の訴えはなく、化学物質過敏症による学校生活管理指導表の提出もないと学校に確認しており、香りの配慮を喚起するポスター掲示や、保健だよりで周囲の方に対する香りの配慮や相談先などの周知に努めていることを答弁しました。議員から、しっかりと予防するという意識で、広報について要望がありました。

もう1点、給食着について質問がありました。洗濯には香り付きの洗剤や柔軟剤は使用しない、あるいは、共用以外の給食着の使用を許可するなど、配慮した対策を特にお願いしたいと要望がありました。給食着の洗濯は各家庭にお願いしており、香り付きの洗剤や柔軟剤等の使用を控えるよう通知はしておらず、常識の範囲で判断いただいている状況で、今後、養護教諭と問題を共有し、どのような対策・対応が可能か探りたい。また、家庭から持参した給食着を使用したいという希望があった場合、各学校の判断となるが、給食着

は当人のみならず、ほかの児童への給食配膳にも要するものとなることから、学校で貸与する給食着と同等の衛生基準を保つようお願いした上で使用いただくことになると答弁しています。

項番3、児童の権利に関する条約の精神に基づく事業の推進について。(1)子どもの権利を理解し守る取組について。②学校教育について。児童の権利に関する条約、通称子ども権利条約や、東京都こども基本条例などに基づき、児童・生徒自身が子どもの権利を深く学び、育ちと命を守れることが大切であり、子どもの権利に係る学習についての取組や支援が必要な児童・生徒への対応、環境づくりの工夫、また、教職員への情報共有や研修等について質問がありました。各学校の取組や教育委員会が主催する、児童会・生徒会フォーラムの取組、また、意見の言いやすい雰囲気づくり、一人ひとりの子どもたちの相談をしっかりと受け止められる体制整備の充実、また、様々な人権教育資料を活用した教職員への研修実施など、学校教育現場での取組内容を説明しました。

20番、木村徳議員。項番2、夏の暑さ対策について。特に児童が学校から帰宅する時間帯の熱中症予防対策として、「子ども110番の家」の方々に協力をお願いできないか、子どもたちが、気分が悪くなったりした際に駆け込めるよう協力をお願いする呼びかけをしようかと要望がありました。「子ども110番の家」は、あくまでも防犯対策を主眼に、賛同いただいている方をお願いをしており、来年1月をめどに更新をお願いする際に、救急的な趣旨も新たにつけ加えて依頼することは可能か、検討させてほしいこと。また、更に多くの方に「子ども110番の家」に登録いただきたいと思っている旨、答弁しました。議員からは、第七小学校付近には商店も多く、商工会などを通じて依頼もできると思うので、来年の夏に向けて検討をお願いしたいと意見がありました。

(意見・質疑の要旨)

**辻委員** 14番の星いつろう議員の質問に対する答弁で、給食の人件費の割合は86%と説明がありましたが、給食に関する事業全体に占める人件費の割合という意味ですか。

**教育部長** 給食調理業務を委託している業者に支払う委託料の86%が人件費になるということです。

**辻委員** 令和元年から令和6年までの5年間で変化なしということでしたが、他市との比較などを見ても大体このぐらいの割合が通常ということですか。

**教育部長** 子育て関係のところで人件費の質問もありましたが、これほど高くはない状況で、給食の委託料は食材費などを市が支出しているため、人件費が主となっています。食材費を含めて計算すると更に低くなります。給食調理業務委託の内容は人件費が主となるため、はっきりと回答できませんが、おそらく同じような状況になると思います。

**学務課長** 他市は、例えば備品や器具の調達を含め、包括で委託しているケースもあり、そうした場合は当然人件費の割合が下がりますが、本市のように食材料費を市が負担する場合はおおむね同程度であろうと考えています。

**辻委員** 86%という数字になる理由がよく分かりました。決して少ない数字ではないと思いますが、急遽欠員が出た場合などの手当なども含めてお願いしているということで、給食の質を担保するのに非常に重要な点だと思いますので、厚く費用をかけるのはいいことだと思います。引き続きよろしく申し上げます。

**大木教育長職務代理者** 及川議員の不登校対策について、不登校特例校の高尾山学園を視察し、感じたことを説明されたということでしたが、学園の特徴や、こういったことを感

じられ、本市でどのようなことが検討できるかについて、もう少し説明をお願いします。  
**学校指導課長** 及川議員は、高尾山学園を視察し、非常に多くの職員が働いていること。子どもたちは何時に来てもよく、登校時間等、在校時間の自由もあること。教職員の割合に比べて、子どもの人数が多くなく、非常にきめ細やかな指導を行っている印象で、そのまま本市で取り入れることは現実的ではないという感想を述べていました。

**大木教育長職務代理者** 様々な現実的な問題もありますので、説明いただいたようなことをそのまま本市に取り入れるのは確かに難しいと思います。ただ、そのようなケースも参考にして、引き続き学校に来づらい子どもたちに学びの場、成長の場、居場所を提供できるように、市全体として取り組んでほしいと思います。

## 2 第四次国分寺市子ども読書活動推進計画（案）へのパブリック・コメントの実施について

（事務局からの説明）

**図書館課長兼本多図書館長** 第四次国分寺市子ども読書活動推進計画（案）への意見募集（パブリック・コメント）について、報告します。

資料は3点用意しています。1点目はパブリック・コメント（意見提出手続）の概要、2点目は計画策定のスケジュール（案）、3点目は計画原案です。

意見募集期間は、令和6年11月21日（木）から、令和6年12月20日（金）まで。

公表場所は、本多図書館をはじめ、市内公共施設、市ホームページ等で公表します。⑦の各地域センターについては、改修工事のため内藤地域センターを除き、⑩の本多図書館駅前分館については、市役所分館への移転準備のため、12月15日までとなります。

意見の提出方法及び提出先。意見提出できる方、結果の公表等については、資料記載のとおりです。

計画原案については、先般の教育委員会定例会で意見を頂戴した後に、11月7日に開催された閉会中の厚生文教委員会での意見を盛り込んだ内容となります。意見を紹介し、計画原案への反映について説明します。

17 ページ、計画の基本構想です。目標3、主体的な読書活動、目標の到達点の3点目について、定例会で、全体の目標の到達点と横並びで、「読書」の言葉を盛り込むことが望ましいという意見を頂戴し、「読書の推進活動」と記載しています。

2 ページ、厚生文教委員会では本計画の位置づけについて、国や都の計画を踏まえて策定したことに関し、その計画の策定のポイントを加えてはどうかと意見を頂戴し、それぞれの狙いやポイントを記載しています。

14 ページ、第3章のヒアリングの部分で、ヒアリングの内容が少し分かりにくいいため、団体、乳幼児の保護者の意見なども分かるようにしてほしいという意見があり、記載方法を工夫しています。

18 ページ、子どもの読書を支える環境のイメージです。関連部署や、子どもが本に触れる機会の最も多い書店、市立図書館、都立図書館等を加えてほしいという要望がありました。また、書店との連携も他自治体で行っている事例もあり、取り組んでほしいという要望もありました。また、学校と公共図書館の連携について盛り込んでほしいという要望もあり、記載のとおりイメージ図に盛り込んでいます。また、学校と公共図書館についての連携は、ページの上段に、「学校とも連携しながら地域で活躍していく子どもたちを育てていきます。」と追記しています。

20 ページ以降、第5章の取組の方向性ということで、取組の目標値を定めていますが、その目標値について見直す必要があるとの意見があり、必要なものについては数値を変更しています。

以上を踏まえ、本計画原案をパブリック・コメントで示したいと考えています。

(意見・質疑の要旨)

**大木教育長職務代理者** 事前配布資料では幾つか質問しようと思っていたところが、赤字で追記されたことで分かりやすくなったと思います。

恐らく急いで追加したところもあるかと思い、まだ日本語がこなれていない、分かりにくい箇所もありますので、最終的にパブリック・コメントとして市民に御覧いただく前に文章を見直してください。口頭で理解できることが、文字となったときに分かりにくい箇所がありますので、文章を洗練させてほしいです。レイアウトなども少しずれている箇所などがありますので、見直してほしいと思います。

例えば16ページ、「小学校の学校図書館で満足できない場合は、公共図書館に」とありますが、「満足できない場合は」というのは少し強い表現ですので、「より一層本が読みたい」あるいは「学びを深めたい」というような、不満の表現ではなく、積極的な表現にするなどもお考えください。

一番気になったのは、15ページの④の配慮を必要とする子どもたちの読書環境についての3つ目のところで、「小学校特別支援学級では」その後「。」になってしまっている、句点になっているところもありますけれども、ここは何を言っているのか。言いたいことは分かるのですが、このような箇所などもありますので、再度検討してください。

ただ、拝見するたびによりよくなっていると思いますので、市民にも御覧いただいて、意見を頂戴して、市全体として子どもたちにとってよりよい読書環境をつくっていただければと思います。よろしくお願いします。

**図書館課長兼本多図書館長** 全体的な文章の流れ、内容、レイアウト等をいま一度見直し、より分かりやすいものとして、パブリック・コメントで示したいと考えています。

**藤井委員** 私は普段、現代文や小論文を教えているので、子どもに本を読ませるにはどうしたらよいかと、講演先などで学校の先生や保護者から質問を受けますが、本を読ませようという大人のよこしまな思いを子どもたちは敏感に感じ取るので、なかなか難しいです。「勉強しなさい」と言われたら勉強しなくなるのと同じで、「本を読みなさい」という大人の欲望を子どもに感じさせないようにするためには、子どもに「読みなさい」という大人の姿よりも、本を楽しそうに読む親の姿を見せるほうが、子どもは読みたくなるのではないかと思います。

私の仕事も、勉強させるのではなくて、勉強するようにさせるという。特に予備校の仕事は、合格の手段として勉強するというくせをつけさせてしまうと勉強が面白くなくなってしまうので、学ぶこと自体が楽しいと思わせるにはどうすればいいのか試行錯誤するばかりですが、計画を読んだときに、読書を楽しんでいる人が「楽しいから、あなたも読みなさい」ではなくて、ただ楽しく読む姿を見せるような側面がもう少しあってもよかったという感想を受けました。

議員の質問の中に、「子育て支援に本の力を」とあり、妊産婦向けの図書館資料宅配サービスなどを読むと、物心つく前から子どもたちの目の前で大人が楽しそうに本を読んでいる姿を見せるのもいいと思います。大人は読書の価値が分かっているのですが、子どもた

ちに、「価値があるものだから読みなさい」と前面に出すばかりではなく、本を読むのが楽しいという姿を見せる。計画中に、図書館や学校の図書室で、本が好きな学校の先生が楽しそうに本を読む姿を子どもが見る機会をつくるなどがあっても面白いと思いました。

**教育長** ありがとうございます。貴重な意見だと思いますので、生かせる部分があれば、ぜひ生かしてほしいと思います。

**辻委員** この計画がそのとおり実施されて効果が上がれば、非常に素晴らしいものになると思います。ただ、子どもも大人も、楽しく本を読むためには時間がなければならないということで、本を読む時間がどのくらいあるのかが気になりました。計画が功を奏して、効果が上がるようにするためには、子どもも大人も忙し過ぎる現状を何とか改善し、少しでも本が読みたいから時間をうまくやりくりしようなどとなるといいのですが、昔と違い1人1台端末もあり、様々な情報も入ってきますし、もうインターネットとつながっている子どもたちに本の魅力をどうやって伝えていくのだろう。そして時間をどうやって確保すればいいのだろうというのが、大人にとっての難しい課題だと改めて思いました。

**教育長** ありがとうございました。

今月の学校だよりも、ある先生が読書について書いていたのですが、その先生の家庭では、毎週10冊ずつ図書館から本を借りてきて、リビングのテーブルに置いてあり、それを毎週繰り返していて、時にはその本について語り合うというようなことが書かれていました。「本を読みなさい」ではなくて、そういう環境を整えていくということが重要なのかと、お話を伺っていて感じたところです。

## 〔その他〕

なし

## 〔閉会〕

午前10時45分、教育長は閉会を宣言した。

**署名委員**            **1 番 辻 亜希子**

**2 番 藤井 健志**

調製職員 廣瀬 喜朗